

東村山市障害者自立支援協議会の専門部会等の運営に関する定め

(平成26年8月8日決定)
(平成27年5月15日改正)
(令和2年8月11日改正)

第1 趣旨

東村山市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、東村山市障害者自立支援協議会設置規則（平成26年東村山市規則第42号）に定めるもののほか、専門部会等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 専門部会等

専門部会等とは、協議会の下に置くことができる専門部会、運営会議をいう。

第3 組織等

- 1 専門部会は、目的に応じて構成し、専門部会の委員は、市長が委嘱する。
- 2 専門部会の名称等は、別表に定めるとおりとする。
- 3 運営会議は、協議会の運営・進行管理を行い、協議会の庶務を担う市及び各部会の委員の代表者等で構成する。

第4 専門部会の委員の任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 専門部会の部会長及び副部会長等

- 1 専門部会に、部会長及び副部会長を各1人置く。
- 2 部会長は部会委員の互選により選出し、副部会長は部会委員のうちから部会長が指名する。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を統括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 専門部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

第6 招集

- 1 専門部会は、部会長が招集する。
- 2 専門部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第7 関係者の出席

部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

附 則

この定めは、平成26年8月8日の会議において決定し、同日から施行する。

附 則

この定めは、平成27年5月15日の会議において決定し、同日から施行する。

附 則

この定めは、令和2年8月11日の会議において決定し、令和2年8月1日から適用する。

別表（第3関係）

専門部会の名称	構成員	人数
相談支援部会	市内に所在する指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者	15名以内
就労支援部会	東村山市障害者就労支援室、指定障害福祉サービス事業者等及び教育・雇用関係機関	10名以内
地域生活支援部会	東村山市と地域生活支援拠点の協定を締結した法人	35名以内
ワーキンググループ	定例会で協議の上決定	